

今回は前回の誌上講習で少し触れた新設の刑法211条2項の「自動車運転過失致死傷罪」について記してみようと思います。

刑法211条2項によると「自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、7年以下の懲役若しくは禁固または100万円以下の罰金に処する。」となっています。

法務省の改正理由は、「自動車運転による死傷事故の実情に鑑み、事案の実態に即した適正な科刑を実現するため、自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させた者に対する罰則を強化するとともに、危険運転致死傷罪の対象となる自動車の範囲を改める必要がある。」となっています。

また、最高刑が5年から7年になるということは一般の刑法犯罪と並行して考えると、最高刑が7年ということは仮に酌量減刑によって刑期が半分になっても執行猶予がつかず、実刑になるケースが増加するのは十二分に考えられます。

従って今までより重い犯罪になることを充分認識してもらいたいと思います。

今回の改正に伴い、自動二輪車についても新たに危険運転致死傷罪の対象となります。

新設の背景について

新設された発端の事故は埼玉県川口市でおきた幼稚園々児の列に突っ込み園児を4人死亡した事故です。脇見が原因だったようです。新設の背景は次の三点です。

法務省の改正理由で触れましたとおり、昨今自動車による重大事故が新聞等で大きく報道されるとともに被害を蒙った側から刑罰が軽すぎると異口同音に不満が大きく膨らみ、いくら過失とは云え、運転に対する甘さから「一寸注意すれば防げたはずなのに！」とか「他人の事など意に介することなく自分のことしか考えず、乱暴な運転」の結果、一命を

奪われたりした被害者が後を絶たない悪質な自動車事故が多くみられます。これが第一点です。

次に刑法犯罪の中では自動車事故によるものが大半を占めており、また他の輸送手段である鉄道、空輸、船舶とは違い、自動車は運転者の判断と意思決定で行われ、その責任は全て運転者自身に帰する点、ドライバーへの自己責任を前面に出し、より一層の注意力を促すとともに車を走る凶器にするな！と云っていると解釈できます。

第三に平成13年に施行された「危険運転致死傷罪」についてもなかなか立証が難しく自動車事故でこの罪に抵触する被疑者はほんの一握りにしかすぎません。

従って危険運転致死傷罪と業務上過失致死傷罪の間をとった自動車運転過失致死傷罪を設けることによって悪質な自動車事故を抑止出来ればというのが狙いです。

以上の現況を踏まえ、以前の「業務上過失致死傷罪」から別に独立させ、より一層の注意力を喚起し、悪質な事故はもとより自動車事故防止のため新しく設けられたわけです。

ドライバーが事故を起こす要因はほとんどが「油断」、「焦り」、「思い込み」です。普段から乱暴な運転は絶対にしないと自分自身に言いかけ「今日も一日無事故で」を日々心掛ける必要があります。それと運転をする前に自分自身の心身の状態もチェックすることも大切です。

「イライラ」、「心配事」を抱えたまま運転するのは大変危険です。気持ちに余裕がないため「キケン」を見落としてしまうからです。気持ちにゆとりをもち、余裕のある運転を継続してもらいたいものです。

最後に平成19年6月20日公布「改正道路交通法のポイント」から飲酒にかかわる改正前、改正後の罰則を一目でわかるよう次頁に比較対照しましたので参考にして下さい。

悪質・危険運転者対策に関する主な改正点

	改正前		改正後
酒酔い運転	3年以下の懲役または 50万円以下の罰金	→	5年以下の懲役または 100万円以下の罰金
酒気帯び運転	1年以下の懲役または 30万円以下の罰金	→	3年以下の懲役または 50万円以下の罰金
車両の提供	罰則なし (刑法の幫助罪適用は ありうる)	酒酔い運転 酒気帯び運転	5年以下の懲役または 100万円以下の罰金 3年以下の懲役または 50万円以下の罰金
酒類の提供 要求・依頼しての同乗	罰則なし (刑法の幫助罪適用は ありうる)	酒酔い運転 酒気帯び運転	3年以下の懲役または 50万円以下の罰金 2年以下の懲役または 30万円以下の罰金
救護義務違反 (ひき逃げ)	5年以下の懲役または 50万円以下の罰金	→	10年以下の懲役または 100万円以下の罰金
飲酒検知拒否	30万円以下の罰金	→	3月以下の懲役または 50万円以下の罰金
欠格期間	上限 5年	→	上限 10年
飲酒運転事故 + ひき逃げ	合併罪の場合 7年 6月以下の懲役	→	合併罪の場合 15年以下の懲役